【令和８年度版】豊島区多世代近居・同居支援事業のご紹介

豊島区内に実家がある子育て世帯の方へ

豊島区の実家の近くで
子育てしたい！



- ☑ 豊島区内に実家がある
- ☑ 現在、中学生までの子供を育てている
- ☑ 実家近くへの引越し・同居を考えている

そんな方は

助成金を受けられる可能性があります！

引越し代

礼金
仲介手数料

登記費用
住宅ローン手数料

改修費用

これらの費用を、最大で**20万円**助成いたします。

助成を受けるためには、条件や、必要な手続きがあります。
詳しくはこの冊子をお読みください。

申請受付・問合せ先

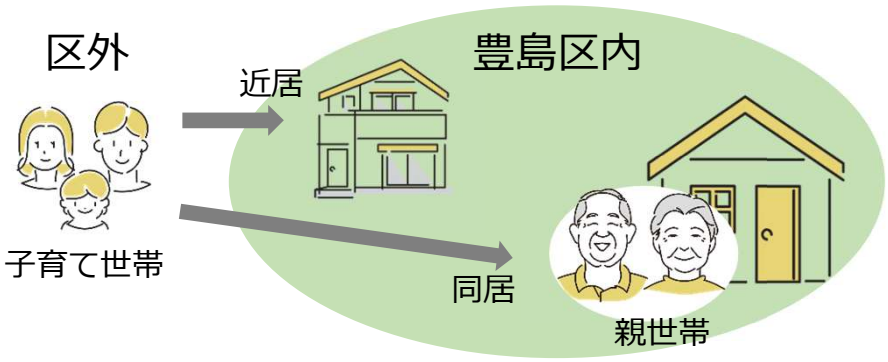
豊島区 福祉部 くらし・居住支援課 居住支援グループ

TEL **03-3981-2683**

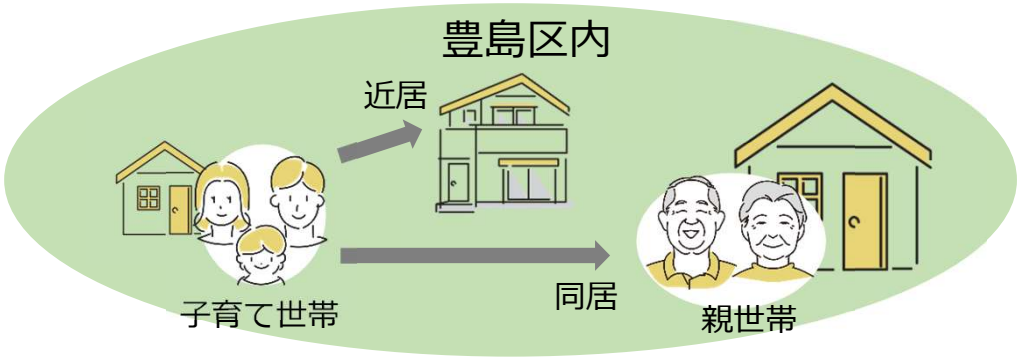
〒171-8422　豊島区南池袋2-45-1　豊島区役所本庁舎4階2-1窓口

■助成対象となるお引越し

・**区外**に住む子育て世帯が、**区内に１年以上住む**親世帯と新たに**近居・同居**する場合。



・**区内**に住む子育て世帯が区内で転居し、**区内に１年以上住む**親世帯と**近居・同居**する場合。



※いずれの場合も、子育て世帯と親世帯の距離は問いません。転居後に区内で近居・同居状態になれば助成対象となります。

※**助成対象者は子育て世帯**の方です。親世帯の方は助成を受けることができないのでご注意ください。

※**改修費用助成**は、親が所有する家で新たに**同居**を始める場合のみ助成対象となります。

■助成内容

①初期費用助成

引越しにかかった初期費用のうち、**２０万円**を助成します。

初期費用とは？

・引越し先が**民間賃貸住宅**の場合…引越し費用、不動産仲介手数料、礼金

・引越し先が**私宅(マイホーム)**の場合…引越し費用、不動産仲介手数料、住宅ローン事務手数料、登記費用

例）マイホームを購入して、以下の費用がかかった。
・引越し費用　：　10万円
・不動産仲介手数料　：150万円
・住宅ローン事務手数料　：　60万円
・登記費用　：　5万円
→ 計225万円 → 助成金額：20万円

②改修費用助成

区内の親が所有する家で**同居**を開始する場合、引越し費用および、子育てに適した住宅にするための以下の工事にかかった費用のうち、**２０万円**を助成します。

対象となる改修工事　（※）取付工事を伴うものが対象です。

・コンセント等の移設・追加工事
・転落防止柵・侵入防止柵の設置（※）
・クレセント錠等の追加設置（※）
・ドアストッパー等の設置（※）
・柱、壁、作り付け家具等の面取り加工
・浴室扉の鍵の設置等（※）
・框、階段等へのノンスリップ設置（※）
・ガラス飛散防止フィルム貼り
・カメラ付きインターホン設置
・洗濯機設置パン及び緊急止水弁付き洗濯機水栓設置
・間取りの変更

■助成対象となる住宅

近居または同居しようとする住宅が、次の①～③のすべてに該当し、その事実を書面で確認できること。

①申請者とその世帯員の居住を目的とした、区内に所在する住宅であること。

※事業目的等、住宅以外の用途に供する物件は原則として対象外です。

②子育て世帯または親世帯の世帯員(個人)が契約する、民間賃貸住宅または私宅(マイホーム)であること。

※公的住宅(都営・区営・都民・特定住宅、公社住宅、UR賃貸住宅等）は対象外です。
※社宅・寮等の給与住宅や、**法人名義で契約した住宅は対象外**です。

③居住用に使う部分の専有面積が、以下の表の面積以上であること。

世帯人数	居住用に使う部分の専有面積(壁芯)
2人	30㎡
3人以上	次式により算出される面積以上であること。 **10㎡×世帯人数+10㎡** 注１）本申請の日に下記の年齢の児童は、１人あたりを以下の人数とみなして世帯人数をカウントします。 ３歳未満：０.２５人 ３歳以上６歳未満：０.５人 ６歳以上10歳未満：０.７５人 ただし、これらにより算定された世帯人数が２人に満たない場合は、２人とします。 注２）世帯人数（注１の適用がある場合には適用後の世帯人数）が４人を超える場合は、上記の面積から５％を控除します。

例）父・母・子(12歳)・子(7歳)・子(3歳)からなる世帯の場合

(1)注1に基づき以下のように世帯人数を算出
父：　1人
母：　1人
子(12歳)：　1人
子(7歳)：0.75人
子(3歳)：　0.5人
計　4.25人

(2)注2に基づき以下のように必要面積を算出

(10㎡ × 4.25人 +10㎡)× 95/100
= 49.875㎡
…この面積以上の住居が助成対象です。

■その他の申込資格

		チェック
①	予定登録申請時および本申請時に、申請者世帯が義務教育修了前の子を養育していること。	
②	申請者世帯と親世帯が近日中に区内で近居または同居予定であること。	
③	申請者世帯の転居前後の世帯構成が同じであること。	
④	申請者に配偶者がいる場合、原則として申請前後で同居していること。	
⑤	親世帯が区内に引き続き１年以上居住していること。	
⑥	申請者世帯の転居前住所が区外である場合、過去６か月の間に豊島区に居住したことがないこと。	
⑦	近居・同居しようとする住宅の契約者が、申請者世帯または親世帯の世帯員（個人名義）であること。	
⑧	近居・同居しようとする住宅が、申請者世帯の居住を目的とした住宅であること。	
⑨	近居・同居しようとする住宅が上記算出式による最低居住面積を満たしていること。	
⑩	申請者世帯が住民税を滞納していないこと。	
⑪	生活保護を受けていないこと。	
⑫	助成を受けようとする費用について、他の公的な補助等をうけていないこと。	
⑬	申請者またはその配偶者が、現在及び過去に豊島区多世代近居・同居助成を受けていないこと。	
⑭	申請者は、転居後少なくとも３年以上継続して区内に居住する意志があること。	

■手続きの流れ

1 予定登録申請

必要書類（５ページに記載）をすべて用意し、郵送またはくらし・居住支援課窓口で申請してください。

⚠注意⚠

【重要】住宅契約後の予定登録はできません！
ただし、**マイホームを建築・購入する場合は、不動産登記完了以前であれば、例外的に契約後の予定登録が可能な場合があります。**まずはくらし・居住支援課にご相談ください。
親の家に同居する場合など、契約を伴わない場合は転居前に予定登録申請を行ってください。

審査（約２週間）
即日の決定はできません。余裕をもって申請してください。

2 予定登録決定

審査により申込資格要件を満たしていることを確認したのち、「予定登録決定通知書」をお送りします。

3 住宅の契約
(賃貸借契約・売買契約等)
・引越し

要件（３ページに記載）を満たす豊島区内の民間賃貸住宅等を決め、契約をします。
契約後、引越しをします。

4 転入・転居の手続き

①区外からの転入の場合
旧住所の市区町村役場へ転出の届け出をし、「転出証明書」を受け取ります。「転出証明書」をもって豊島区役所（本庁舎３階）または各区民事務所にて転入の手続きをします。

②区内転居の場合
豊島区役所（本庁舎３階）または各区民事務所にて転居の届出をします。

①②共通
下記【本申請】で必要となる住民票（世帯全員が載っている続柄記載のもの、**マイナンバーなし**のもの）を１通お取りください。

5 本申請

予定登録申請から３か月以内かつ引越し日から３０日以内に、必要書類（６ページに記載）をすべて用意して郵送またはくらし・居住支援課窓口で申請してください。

審査（約２週間）

6 助成決定

審査により申込資格要件を満たしていることを確認したのち、「助成決定通知書」をお送りします。

7 助成金請求

指定の「助成金交付請求書」「口座振替依頼書」をくらし・居住支援課にご提出ください。提出後、３～４週間程度で指定口座に助成金が入金されます。

予定登録申請から３か月以内

転入・転居日から30日以内

■申請の時期

助成金申請のために、くらし・居住支援課への書類提出は、
Ⅰ 予定登録申請　Ⅱ 本申請　Ⅲ 助成金請求　の**計３回**必要です。

Ⅰ 予定登録申請　…新たな住宅の**契約前（４ページ参照）**かつ**引越し前**に申請してください。

Ⅱ 本申請　…予定登録有効期間内(**予定登録申請から３か月後**の月末)かつ**転入・転居後３０日以内**に申請してください。

Ⅲ 助成金請求　…本申請後、くらし・居住支援課から「助成承認通知書」を受け取ったらすみやかに請求してください。

予定登録有効期間内に本申請が完了しない場合、助成を受けられませんのでご注意ください。
募集数が年度ごとに決まっています。予定登録の受付数が上限に達した場合、当年度の募集は終了します。受付数の状況はくらし・居住支援課までお問合せください。

■申請に必要なもの

申請書の他に次の書類が必要になります。以下の内容をよく読み、不備のないようお取り揃えください。
書類によっては用意をするのに時間がかかるものもあります。余裕をもって申請準備をしてください。
また、以下の書類の他に別の書類が必要になる場合があります。その場合は個別にご案内いたします。

Ⅰ 予定登録申請

	提出書類	書類の内容・注意点
1	**予定登録申請書**	区役所のホームページからダウンロードするか、窓口でご記入ください。
2	**引越し前の住民票** ①申請者世帯(引越しをする子育て世帯)の分 ②親世帯の分 **両世帯の住民票が必要です！**	◎発行後１ヵ月以内のもの ◎「世帯全員の」という表示があり、世帯主との「続柄」が記載されたもの。 ◎マイナンバーの**記載がない**もの。 ⚠このような点をチェックします⚠ 申請書の記載内容(住所･氏名･年齢や世帯構成等)と住民票の内容に相違がないか
3	**戸籍（全部事項証明等）** ・申請者世帯(引越しをする子育て世帯)の分	◎発行後１ヵ月以内のもの ⚠このような点をチェックします⚠ 戸籍に記載されている申請者の親の氏名が、申請書・住民票と一致しているか
4	**令和７年度** **住民税納税証明書** または 非課税の場合は **住民税非課税証明書** **・同居の全員分** (控除対象配偶者及び扶養親族になっていて、扶養の内訳に記載がある方は除く)	◎発行後１ヵ月以内のもの ◎令和７年１月１日現在の住民登録地でお取りください。 ◎**「扶養の内訳」が記載された**もの。 ㊟自治体により「扶養控除の内訳」が記載されない場合があります。その場合、代わりに保険証のコピー等を提出をいただきますので、くらし・居住支援課にご相談ください。 ◎自治体によって、証明書の名称や形式が違う場合があります。 ⚠このような点をチェックします⚠ ・住民税を滞納していないか ・お子さんを税法上扶養しているか
5	**お子さんの保険証または医療証のコピー**	令和７年１月１日から現在までに生まれたお子さんがいる場合や、**住民税納税証明書で扶養の事実を確認できない場合**はご提出ください。

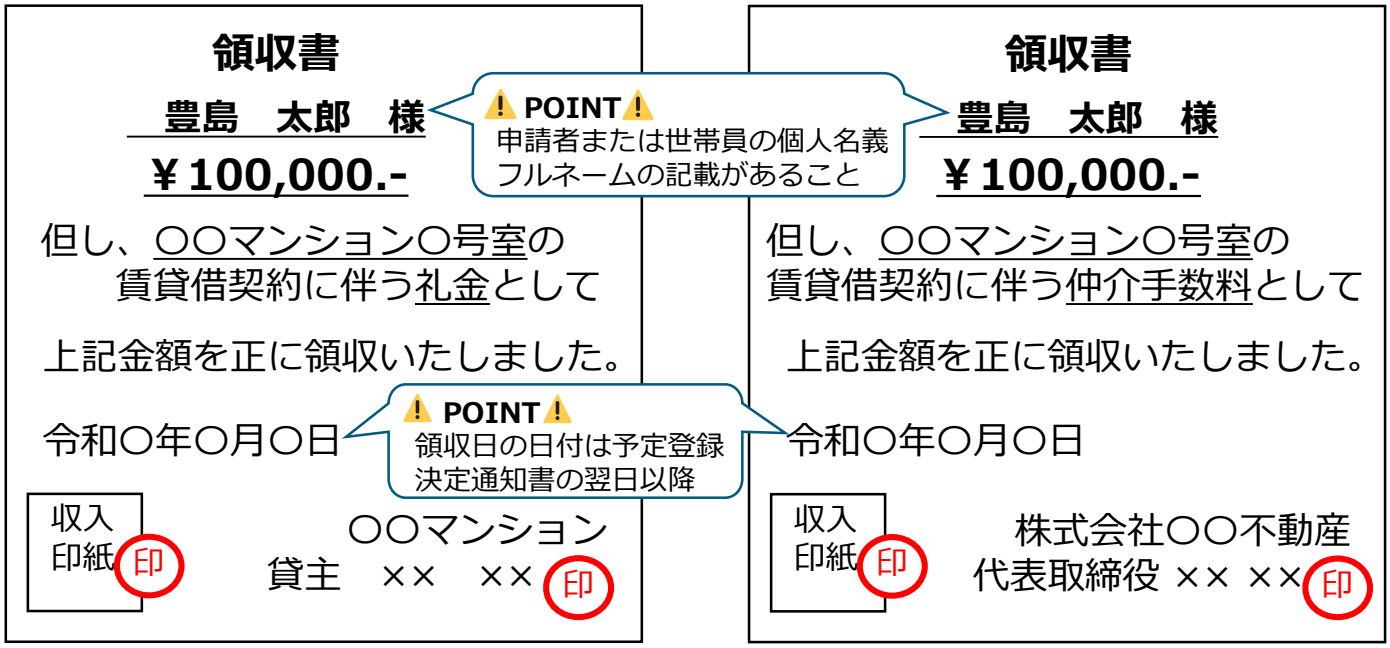
Ⅱ 本申請

	提出書類	書類の内容・注意点
1	**助成申請書**	区役所のホームページからダウンロードするか、窓口でご記入ください。
2	**近居・同居後の住民票** ・申請者世帯(引越しをした子育て世帯)の分	◎「世帯全員の」という表示があり、世帯主との「続柄」が記載されたもの。 ◎マイナンバーの**記載がない**もの。 ⚠このような点をチェックします⚠ 申請書の記載内容(住所･氏名･年齢や世帯構成等)と住民票の内容に相違がないか
3	**住宅の契約書のコピー** ・賃貸借契約書 ・売買契約書 ・工事請負契約書 等	◎①住宅の所在地 ②契約者名義 ③契約者の押印 ④契約・竣工年月日が確認できるもの。 ⚠このような点をチェックします⚠ ・助成対象住宅を契約した事実があるか ・助成対象住宅の所在地が住民票記載の住所地と一致しているか
4	**転居後の住宅の面積を確認できる書類**	◎契約書に面積の記載がある場合は、契約書コピーで可 ◎契約書で面積を確認できない場合は、設計図書、登記事項証明書等 ⚠このような点をチェックします⚠ 助成対象住宅が３ページに記載の面積条件を満たしているか
5	**引越し費用の領収書コピー**(※)	◎金額、依頼人氏名、業者の名称、社印、引越し先の所在地の記載があるもの ◎**金額の内訳を確認できる明細書**を必ず添付してください。**見積書でも可**ですが、見積金額と領収書の金額が一致しているものに限ります。 ⚠このような点をチェックします⚠ ・領収書の金額に、助成対象外費用(エアコン･洗濯機などの取付代、不要な家具・家電の処分費用など)が含まれていないか ・元の家から引越し先への費用となっているか(経由地等がある場合は助成対象外)
6	初期費用助成の場合 **仲介手数料の領収書コピー**(※)	◎金額、依頼人氏名、業者の名称、社印、引越し先の所在地の記載があるもの
7	初期費用助成(賃貸借契約)の場合 **礼金の領収書コピー**(※)	◎金額、依頼人氏名、業者の名称、社印、引越し先の所在地の記載があるもの
8	初期費用助成(売買契約等)の場合 **住宅ローン事務手数料、登記費用の領収書コピー**(※)	◎金額、依頼人氏名、業者の名称、社印、引越し先の所在地の記載があるもの ◎**金額の内訳を確認できる明細書**を必ず添付してください。 ⚠このような点をチェックします⚠ ・領収書の金額に、助成対象外費用(住宅ローン保証料、火災保険料など)が含まれていないか
9	改修費用助成の場合 **改修費用の領収書コピー**(※)	◎金額、依頼人氏名、業者の名称、社印、引越し先(改修工事を実施した住宅)の所在地の記載があるもの ◎**金額の内訳を確認できる明細書**を必ず添付してください。見積書でも可ですが、見積金額と領収書の金額が一致しているものに限ります。
10	改修費用助成の場合(※) **改修箇所の施工前後の写真**	◎施工**「前」**の写真も必要です。必ず用意してください。 ◎施工前後の状況がわかるよう、当該箇所を大きく鮮明に撮影したもの
11	改修費用助成の場合(※) **登記事項証明書のコピー**	区内の親が所有する家であることを確認します。

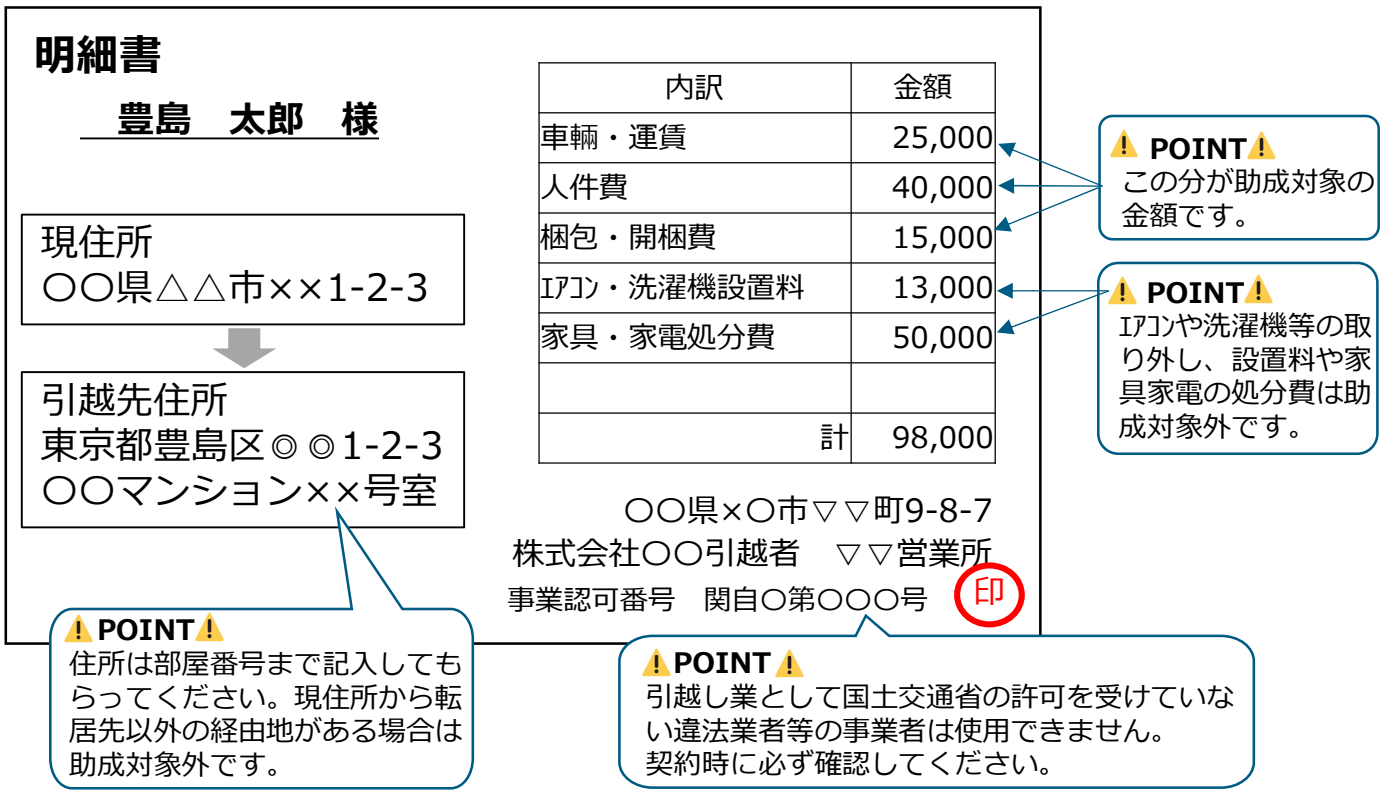
(※)の書類は、当該費用の助成を申請する場合のみ必要です。

本申請時提出書類のサンプル・注意点

領収書の宛名・日付等にご注意ください。



引越し代金・住宅ローン事務手数料は、領収書に加え以下のような明細書・内訳書もご提出ください。



Ⅲ 助成金請求

提出書類		書類の内容・注意点
1	**助成金交付請求書**	助成決定通知書と一緒にお送りします。
2	**口座振替依頼書**	助成決定通知書と一緒にお送りします。 このような点をチェックします 申請者またはその世帯員の名義の口座であるか

■よくあるご質問

Q１　第１子を妊娠中で、現時点では夫婦2人世帯です。助成金はもらえますか？

A１　予定登録期間(予定登録申請の３か月後の月末まで)内に出産予定である場合のみ、助成対象です。
予定登録申請時に、母子手帳のコピー(出産予定日が記載されたページ)をご提出ください。
本申請時は、生まれた子の名前も記載された住民票をご提出ください。

Q２　転居先を自宅兼事務所として使用する予定です。助成金はもらえますか？

A２　事業目的等、住宅以外の用途で契約した物件は助成対象外です。
また、用途が住宅であっても、法人名義で契約している場合は助成対象外になります。

個人名義で契約した住宅で、賃料の一部を事業費として経費計上する場合、その部分は助成対象外とします。具体的には「面積」・「引越し代」について、原則として確定申告の按分比率と同じ比率を除外します。

(例)転居後に家賃の30%を事業費として経費計上する場合
住宅の面積50㎡、引越し代10万円　→　住居部分面積35㎡、引越し代7万円　とみなし助成の可否・金額を判断します。

本申請の際に、転居後の住宅の経費計上の按分比率を事前に申告していただきます。
この申告比率と確定申告の内容が異なる場合や、過去の申告分に修正が生じた場合、遡って助成金を返還していただく場合があります。

Q３　子育て世帯ではなく、親世帯が助成金を受け取りたいのですが。

A３　助成対象は子育て世帯となります。必ず子育て世帯の世帯員のお名前で予定登録・本申請をし、助成金の受取口座は、子育て世帯の世帯員の個人名義口座としてください。

Q４　親族が所有する住宅に引っ越す場合も助成金はもらえますか？

A４　転居先が二親等以内の親族が所有する住宅である場合、「仲介手数料」「礼金」は助成対象になりませんが、「引越し代」は助成対象となります。申請時に親族所有住宅への転居であることの申告書をご提出ください。申告書は区ホームページからダウロードできます。

Q５　費用を親世帯が支払ったのですが、助成金はもらえますか？

A５　初期費用助成の場合、助成対象外です。必ず、申請者(子育て世帯)の世帯員が支払ったことがわかる領収書のコピーをご提出ください。
改修費用助成の場合、改修費用のみ助成対象となります。ただし、助成金を受け取るのは申請者(子育て世帯)の世帯員となります。また、助成を受けることの同意書を親(改修費用を支払った方)のお名前で作成し、提出してください。同意書は区ホームページからダウンロードできます。

Q６　現在夫婦は別居中です。今回の引越しを期に同居するつもりですが、助成金はもらえますか？

A６　原則として、引越し前後で世帯構成が変わる場合は助成対象外です。単身赴任など、やむを得ない事情がある場合はくらし・居住支援課にご相談ください。

Q７　現在夫婦は法的な婚姻関係にありません(籍を入れていません)。助成金はもらえますか？

A７　東京都パートナーシップ宣誓制度の届出済みである、または、転居後に豊島区ファミリーシップ・パートナーシップ制度の届出を予定している方は助成対象となります。予定登録申請・本申請時に別途書類提出が必要となりますので、詳しくはくらし・居住支援課にお問合せください。

■その他の注意点

・本制度は、子育て世帯と親世帯の近居・同居を支援する目的で創設されたものですが、審査の結果、助成の対象とならない場合もあり得ます。お引越しの検討は、くれぐれも慎重に行ってください。

・予定登録申請や本申請は、提出書類に不備がある場合は審査を進めることができません。時間に余裕をもって書類の準備や申請を行うようお願いいたします。

・虚偽の申請で資格要件を欠いていたことが助成決定後に判明したときは、さかのぼって助成決定を取り消すとともに、助成金の全額及び違約加算金を返納していただきます。

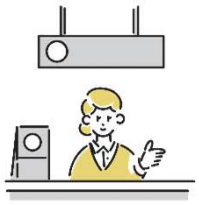
・助成金は所得税法上の一時所得に該当し、確定申告が必要となる場合があります。
（申告方法については税務署へお問い合わせください。）

■他の助成金等との同時申請について

・助成を受けようとする費用（初期費用・改修費用）について、**他の公的な補助等を受けた方は本助成金（多世代近居・同居助成）の対象外となります。**　重複して受給したことがわかった場合は、本助成金を返還していただきますのでご注意ください。

・本助成金（豊島区多世代近居・同居助成）を受給した方のうち、別途条件を満たす方は「**子育てファミリー世帯家賃助成**」も受給できる可能性があります。詳しい条件や手続き方法は、くらし・居住支援課へお問合せください。

・私宅（マイホーム）の購入・建築にあたって本助成金の予定登録申請をした方のうち、当該購入・建築資金として**フラット３５住宅ローンの融資を受ける方**は、一定期間金利引き下げが適用されます。別途手続きが必要ですので、くらし・居住支援課にご相談ください。



申請受付・問合せ先

豊島区 福祉部 くらし・居住支援課 居住支援グループ

TEL **03-3981-2683**

〒171-8422　豊島区南池袋2-45-1　豊島区役所本庁舎4階2-1窓口